

◎新潟県告示第592号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和7年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第2－2計画区	令和8年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7－2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第34計画区・第35計画区及び第36計画区	〃
十日町市	十日町市の八箇第4計画区	〃
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第45計画区及び第46計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28－1計画区・第28－2計画区・第31－1計画区及び第31－2計画区	〃
妙高市	妙高市の第1－2計画区及び第1－3－2計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第43計画区・第44－1計画区・44－2計画区及び第45計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第17－1計画区・第17－3計画区・第23計画区・第58－2－1計画区・第55－1計画区及び第79－2－2計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第13計画区・第14計画区及び第15計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第13－1計画区及び第13－2計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第11計画区	〃

湯沢町	湯沢町の第2020－4計画区及び2024－2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第16－2計画区・第16－3計画区・第16－4計画区・第17－3計画区・第18－1計画区・第18－2計画区・第19－1計画区・第19－2計画区及び第19－3計画区	〃